

(仮称)すこやか福祉センターの開設及び仲町小学校跡施設活用整備に関する
基本方針(案)の策定について

標記については、平成 19 年 8 月 2 日に基本的な考え方を公表し意見を求めてきたところである。今回、区民及び関係団体からの意見、要望を反映し基本方針(案)を策定した。今後、平成 20 年 3 月末を目途に基本方針を策定する予定である。

1 (仮称)すこやか福祉センターの開設

(1) 基本理念

子どもや高齢者、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、生涯にわたる健康づくり、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援するための、地域の拠点施設として機能する。

(2) 実現をめざす機能

① 支えあいのネットワークづくり機能

地域ぐるみで、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援する「地域の支えあい力」の向上をめざす。

② ワンストップの相談・支援機能

子育て支援と保健福祉の相談支援を融合することにより、生涯を通じた、家庭・家族という幅広い視点でとらえた相談支援を実現する。

③ 区民の健康づくりや健やかな子育て、子育てを支援する機能

④ サービス提供の拠点機能

⑤ 地域のサービス資源の維持・向上機能

⑥ 地域における保健・福祉・子育てに関する課題検討、情報発信機能

(3) 新施設における特徴的な施設内容

① 総合相談窓口

子どもから高齢者、障害者に関する相談を総合的に受け止め、適切なサービス、支援に結びつける。

② 地域支えあい活動推進コーナー

高齢者が集い会食する場を確保するなど、支えあい、ふれあい交流を支援する。

③ 乳幼児一時保育コーナー、子育てひろば

乳幼児親子が安心してのびのびと遊べ、交流できる場として提供する。

(4) 区全体への展開

仲町小学校跡への設置を皮切りに、区内 4 つの日常生活圏域に順次設置する。

<今後の開設予定>

中部圏域	(仮称)仲町すこやか福祉センター	(仲町小学校跡)
南部圏域	南部圏域すこやか福祉センター	(中野富士見中学校跡)
北部圏域	北部圏域すこやか福祉センター	(沼袋小学校跡)
鷺宮圏域	鷺宮圏域すこやか福祉センター	(学校統合跡を予定)

2 仲町小学校跡施設の整備

(1) 施設整備の考え方

閉校後の仲町小学校跡施設を地域生活に密着した機能をもつ複合施設として改めて整備し、平成21年度中の新たなスタートをめざす。

地域住民に親しまれてきた既存校舎を有効活用することを基本とし、耐震補強など必要な工事を行ったうえで、新しい時代にふさわしい施設へと転換を図る。

(2) 整備する施設と機能

◎ 3つの機能を担う地域密着型複合施設

- ① (仮称)すこやか福祉センター (保健福祉、子育て支援の地域拠点機能)
- ② 地域スポーツクラブ (健康づくりや部活動・競技力の向上支援機能)
- ③ 精神障害者社会復帰センター (精神障害者の社会的自立を支援する機能)

◎ 災害対策の地域拠点機能

(3) 新施設における機能配置イメージ

	西側校舎	中央校舎	東側校舎
3階		精神障害者社会復帰センター	
2階	地域スポーツクラブ	(仮称)すこやか福祉センター	(仮称)すこやか福祉センター
1階	地域スポーツクラブ	(仮称)すこやか福祉センター	(仮称)すこやか福祉センター

(4) 施設の運営管理

① (仮称)すこやか福祉センター

高齢者の相談支援及び障害者の相談支援について民間委託する。区は子育てに関する相談支援機能を直接担うとともに、委託事業者と緊密な連携をとりながら、保健・福祉・子育てに関する相談支援の総合調整役を果たす。

② 精神障害者社会復帰センター

事業を民間委託して運営する。

③ 地域スポーツクラブ

区がつくる地域スポーツクラブが管理運営を行なう。区内関係団体やクラブ会員による参加のしくみをつくり、その意見を聴きながら民主的で健全な運営を目指す。

④ 施設全体の維持管理

施設全体の維持管理は区が担う。

(5) 開設時間および休業日の想定

開設時間および休業日をおおむねつぎのとおり設定する予定である。

① (仮称)すこやか福祉センター

月曜日～金曜日 : 午前9時～午後7時 (障害者相談は午後9時30分)

土曜日 : 午前9時～午後5時

☆緊急の場合は、時間外、休業日にも電話対応を行う。(高齢者、障害者)

② 精神障害者社会復帰センター

月曜日～金曜日 : 午前9時～午後5時

③ 地域スポーツクラブ

施設内(体育館含む) : 午前9時～午後9時30分 ※年末年始は休業

屋外運動場 : 午前9時～午後5時 (11月～2月は午後4時)

(6) 施設整備スケジュール

2008年度(平成20年度) 開設準備協議会の設置、設計

2009年度(平成21年度) 整備・耐震改修工事、開設(年度後半)

(仮称)すこやか福祉センターの開設及び仲町小学校跡施設活用整備に関する基本方針(案)

－ 主な変更点 －

◇基本的な考え方からの主な変更内容

No.	変更した箇所	変更した理由
1	カタカナ語の言い換えと補足説明の追加 【修正例】 ワンストップ（補足追加 1 ページ） ライフステージ（言い換え 5 ページ）	カタカナ語の多用を避けるなど区民にわかりやすい表現に改めた。
2	新施設における避難所用備蓄倉庫等の位置付けの変更 【修正内容】 その他の機能として位置付けていたものを災害対策の地域拠点機能として再整理した。(21 ページ)	地域住民にとって大きな意味を持つ災害時の避難所機能について明確に位置付けた。
3	地域スポーツクラブに関する説明内容の整理 【修正内容】 地域スポーツクラブ構想(素案)の内容にあわせ主な機能と役割、施設内容等に関する説明について記述を整理した。(22, 31 ページ)	地域スポーツクラブ構想(素案)の策定にともない記述内容を整理した。
4	精神障害者社会復帰センターの主な機能と役割への項目追加 【修正内容】 「地域との交流」の項目を追加し、地域との交流・結びつきを深め、精神障害者が身近な地域で自立生活をおくることのできるまちづくりをめざす旨の記述を追加した。(23 ページ)	精神障害者社会復帰センター移転後の地域とのかかわり方についての区の考えを明らかにした。
5	新施設における災害発生時の収容規模の明示 【修正内容】 災害対策の地域拠点機能の主な機能と役割として災害発生時の避難住民の収容に関する項目を追加し、避難住民の収容人数の規模について記載を追加した。(24 ページ)	災害発生時に住民への影響の大きい避難住民の収容人数規模について具体的な記述を追加した。

6	周辺案内図の差替え 【修正内容】 周辺案内図を差し替えるとともに、交通手段の案内を追加した。(25 ページ)	生活圏域全体からの利用があることを踏まえ、施設に至る交通手段、所要時間について記述を追加した。
7	新施設機能配置概念図の差替え 【修正内容】 (仮称)すこやか福祉センターの部分について4つのゾーンを明示した。また、想定用途を追加した。(28 ページ)	多くの機能を含む(仮称)すこやか福祉センターについて、施設機能配置のイメージを明確化した。
8	(仮称)すこやか福祉センター内の地域支えあい活動推進コーナーに関する記述の追加 【修正内容】 ・介護予防の観点を追加 ・地域住民や地域の団体等の利用について記述を追加した。(29 ページ)	利用内容及び地域住民、団体等の利用について説明を補足した。
9	(仮称)すこやか福祉センターの主な施設内容に関する項目整理 【修正内容】 「乳幼児親子のつどい、子育て家庭ふれあいゾーン」と「母子保健ゾーン」を統合し、「子育て支援ゾーン」とした。(30 ページ)	記述を整理した。
10	(仮称)すこやか福祉センター内の会議室ゾーンに関する記述の追加 【修正内容】 健康づくりや介護予防事業の実施及び地域住民、地域の団体等の利用について記述を追加した。(30 ページ)	利用内容及び地域住民、団体等の利用について説明を補足した。
11	施設整備スケジュールの更新 【修正内容】 施設整備基本方針の決定、開設準備協議会の設置について、2008 年度（平成 20 年度）とした。(34 ページ)	現行のスケジュールにあわせ、記述を修正した。

**(仮称)すこやか福祉センターの開設及び
仲町小学校跡施設活用整備に関する
基 本 方 針 (案)**

2008 年 3 月

中 野 区

目 次

第1部（仮称）すこやか福祉センター	1
1 設置の基本的な考え方	1
2 めざす機能	1
3（仮称）すこやか福祉センターの機能イメージ	2
4（仮称）すこやか福祉センターがめざすもの	3
5 区民の生活と（仮称）すこやか福祉センターとの関わり例	5
6（仮称）すこやか福祉センターの事業概要	9
7 まちぐるみの支えあいネットワークづくり	10
8（仮称）すこやか福祉センターの運営	14
9（仮称）すこやか福祉センターの区全体への展開	15
10 区の基本計画における位置づけ	17
第2部 仲町小学校跡施設活用整備	21
1 整備の経緯	21
2 施設運営の基本方針	22
（1）（仮称）仲町すこやか福祉センター	22
（2）地域スポーツクラブ	22
（3）精神障害者社会復帰センター	23
（4）避難所用備蓄倉庫等	24
3 施設整備概要（仲町小学校跡施設全体）	25
（1）建設条件	25
（2）建物概要	25
（3）施設整備の考え方	26
（4）外構整備の考え方	26
4 個別施設のイメージ	29
5 開設時間及び休業日の想定	32
6 施設の運営管理	33
7 施設整備スケジュール	34

第1部 (仮称)すこやか福祉センター

※ 10 か年計画における施設名「(仮称) 総合公共サービスセンター」

1 設置の基本的な考え方

「(仮称)すこやか福祉センター」は、新しい中野をつくる10か年計画の中で、「(仮称)総合公共サービスセンター」として位置付けられている施設であり、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちが安心して生活できるよう総合的、継続的に支援するための、地域の拠点施設として設置するものです。

◆基本理念

子どもや高齢者、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域の保健福祉、子育てに関するさまざまな相談事にきめ細かく対応できる体制の整備を進め、すべての区民が健やかで安心して、心ふれあうくらしを送ることのできる社会の実現をめざします。

区は、支援が必要になったときに対応する窓口を一元化し、総合的に相談支援するための体制を整備するとともに、地域活動のネットワーク化を図るなど、地域で支えあうための取組みや活動を強力に支援します。

2 めざす機能

「(仮称)すこやか福祉センター」は、これまで区がおこなってきた、健康、福祉など既存の保健福祉センター機能や子育て関連機能の延長にとどまらない、①地域活動ネットワーク、②ワンストップ※の相談・支援機能など、新たな、また拡充された機能を担います。具体的な機能とその概要はつぎのとおりです。

(1) 支えあいのネットワークづくり機能

地域ぐるみで、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援する「地域の支えあい力」の向上をめざします。

地域で活動する保健、福祉、子育てに関する様々な団体や機関などの資源を有効に生かすため、支援の必要な人と地域で見守る人々、団体、関係機関などとの結び付けや、ネットワークづくりを行います。また、地域の活動を担う人材や組織を地域の中で育てます。

(2) ワンストップの相談・支援機能

子育て支援と保健福祉の相談支援を融合することにより、生涯にわたる総合的、継続的な相談支援を受けられるよう体制を整備するとともに、個々の対象者への対応だけでなく家庭・家族という幅広い視点でとらえた支援の実現をめざします。また、必要に応じて出張相談、出前事業などの出張サービスも行います。

※ ワンストップ：お客様の相談に1か所の窓口ですべて対応するサービス提供のしくみ

(3) 区民の健康づくりや健やかな子育て、子育てを支援する機能

区民自らが積極的に健康づくりに取り組む地域づくり、健やかな子どもの育ちを見守る地域づくりを進めるため、区民自らが進める健康づくり活動、子育て家庭に対するさまざまな活動を支援し、交流を図ります。

(4) サービス提供の拠点機能

保健福祉や子育て支援のサービスを提供する民間事業者やボランティア団体などとの連絡、連携体制を整備し、相談からサービスに円滑に結び付けられるようにします。

また、(仮称)すこやか福祉センターの施設状況に応じて、サービス提供を実際におこなう関連施設を併設します。

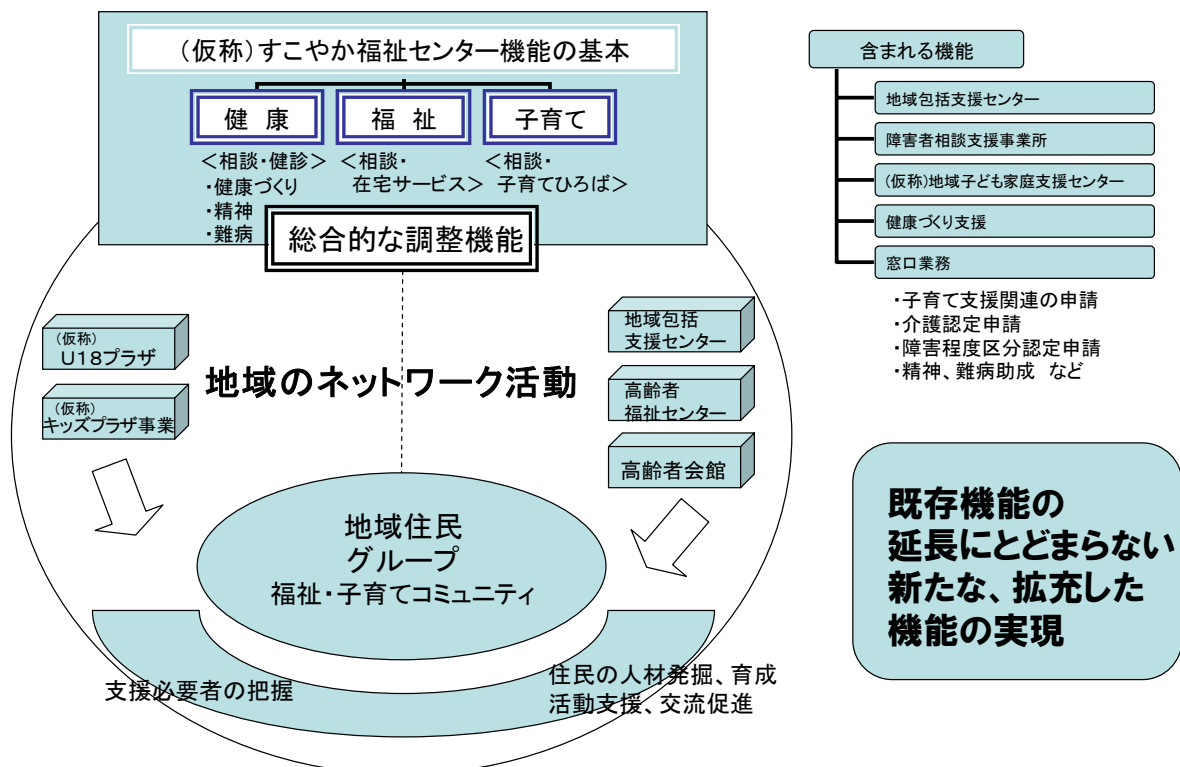
(5) 地域のサービス資源の維持・向上機能

保健、福祉、子育てに関するサービス水準の維持・向上を図るため、サービス事業者や地域包括支援センター、子育て活動団体、ボランティア団体などと相互の連携を図るとともに、地域におけるサービスの供給状況、住民が何を必要としているのかを把握し、区全体の取組みに対して働きかけを行います。

(6) 地域における保健・福祉・子育てに関する課題検討、情報発信機能

地域が抱える保健・福祉・子育てについての様々な課題を把握、発掘するとともに、地域の情報を地域に伝え、取組みや対応を協議するなど、地域の課題を地域のみなさんとともに解決していくための機会や場を確保します。

3 (仮称)すこやか福祉センターの機能イメージ



※ (仮称)すこやか福祉センターでは、(仮称)地域子ども家庭支援センター、保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の窓口機能、相談支援機能が総合的、一体的に展開されます。

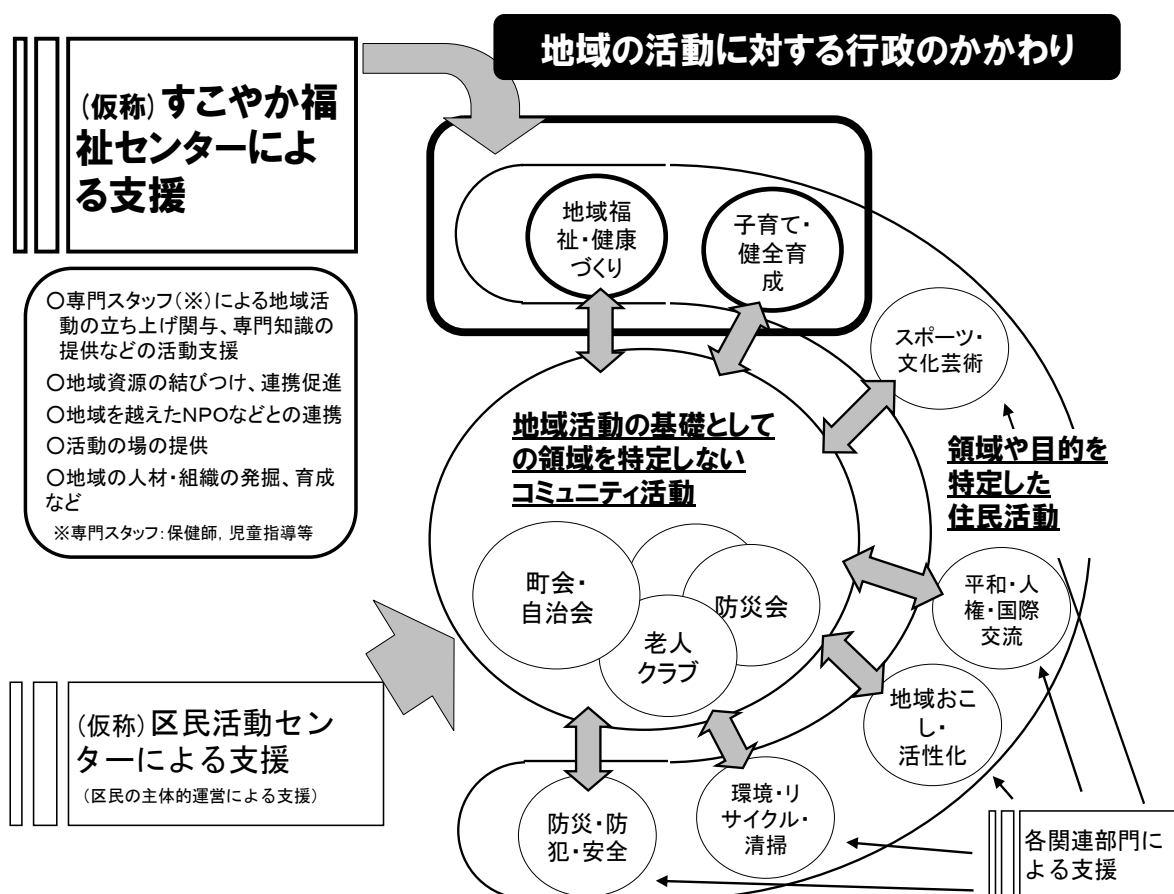
4 (仮称)すこやか福祉センターがめざすもの

(1) (仮称)すこやか福祉センターがめざす地域の支えあい力向上

価値観の多様化や日常行動の広域化などを背景に、地域での地縁的な結びつきが弱くなり、お互いに助け合っていくという意識の低下、地域の活動にかかわる人たちを生み出す地域の力が低下するなど、地域での人と人とのつながりが薄らいでいます。しかし、人の生活は地域と切り離せるものではなく、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送りつづけていくためには、地域が活性化し、住民が主体性をもってさまざまな活動をおこなっている状態であることが欠かせません。

(仮称)すこやか福祉センターは、そうした地域づくりを進めるため、地域住民、町会・自治会、市民団体、NPOなどさまざまな主体と連携・協働しながら、子どもや高齢者、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、これまで取り組まれてきている地域での支えあい活動をより一層強力に支援し、地域の支えあい力の向上をめざします。

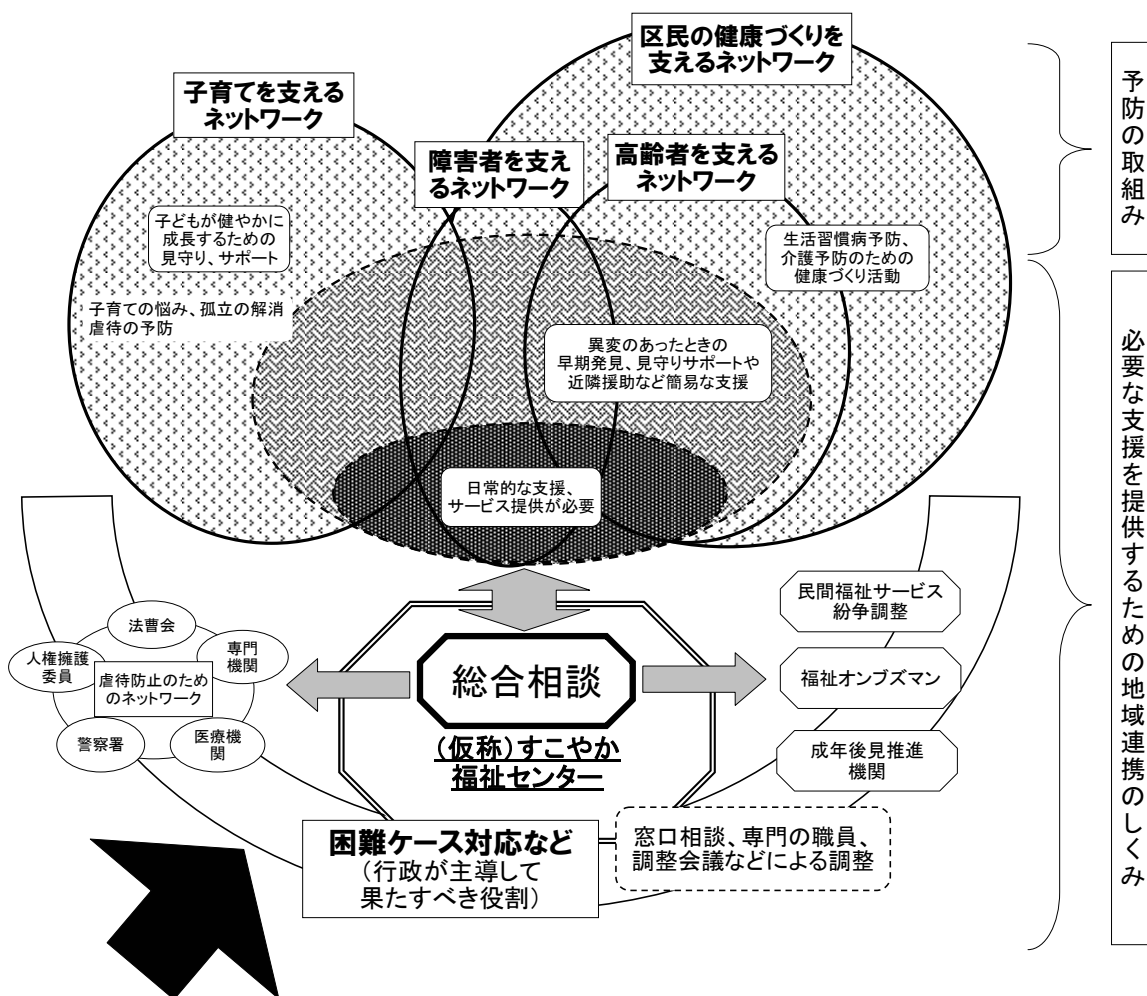
■ (仮称)すこやか福祉センターと地域の活動とのかかわり



(2) 人の和で互いに元気を支えあうまちをつくるための まちぐるみ支えあいネットワークづくり

(仮称)すこやか福祉センターは、地域の子育て家庭、高齢者、障害者などが支援を必要とする際に、法や制度に基づくサービスの利用や支援に結びつけていきます。さらに、何か異変があったときに備える見守りの補強や簡易な支援、子どもの健やかな成長を支えるための活動、サービスにつながっていない人の発見・発掘など、法や制度にとどまらない住民、地域の力による支えあいを重視し、そうした地域の活動を支援するとともに、結び付けをおこなうなど、まちぐるみの支えあいネットワークづくりをめざします。

■(仮称)すこやか福祉センターを中心とした地域（生活圏域）の支えあい



◆(仮称)すこやか福祉センターが果たす役割(今後の重点)

①まちぐるみで子育て家庭、高齢者、障害者の安心生活を支えるために

○地域の子どもから高齢者、障害者を支えるための、必要な情報の把握と、その情報にもとづいた総合相談の実施、良質な情報の提供

○領域ごとのネットワーク(子育てを支えるネットワーク、高齢者を支えるネットワーク、障害者を支えるネットワーク、区民の健康づくりを支えるネットワーク)の推進と総合調整

○各種関連機関への橋渡し

○潜在的ニーズの発掘、地域の集会や会合への出前事業、支援の必要な家庭への出張相談の実施など

②すべての人が安心して自分らしく生活するための権利擁護の推進のために

○良質なサービスを安心して利用するための相談、調整機能の充実

○契約行為等ができない人たちに対する支援(成年後見制度推進)

○子ども、高齢者、障害者に対する虐待の防止

○事業者に対する質の向上のための働きかけ、監督・指導

5 区民の生活と(仮称)すこやか福祉センターとの関わり例

(1) 年代や生活状況ごとの関わり例

(仮称)すこやか福祉センターは、保健、福祉、子育てに関する生涯にわたる総合的、継続的な相談支援を受けとめる地域密着型の相談支援機関となります。

つぎに、2世代でお住まいの世帯を想定し、年代や生活状況ごとの(仮称)すこやか福祉センターとの関わり方について例を示します。

成人期					壮年期	高齢期
結婚	出産	育児期前半	育児期後半			
センターとの関わり例	○健康づくり講座				→	○介護予防相談 ○介護相談
	○両親学級 ○母子手帳の交付	○子育て講座 ○母子健診 ○育児相談 ○保育園等入園相談 ○子育てひろば	○学童クラブ利用相談			
	○ボランティア活動への参加				→	○退職後の地域の活動への参加 ○地域ふれあい会食会

乳幼児期	学齢期	青少年期	成人期
○乳幼児健診 ○保育園入園 ○乳幼児一時保育 ○(仮称)U18プラザの利用	○子ども健康講座 ○(仮称)キッズ・プラザ事業の利用	○健康相談 ○ボランティア活動への参加	○健康づくり講座
		→	→

(子ども)

(2) さまざまな相談に対する関わり例

(仮称)すこやか福祉センターでは、保健、福祉、子育てに関するさまざまな相談を受けとめ、継続した支援をおこなうことにより、区民の安心生活を支えます。

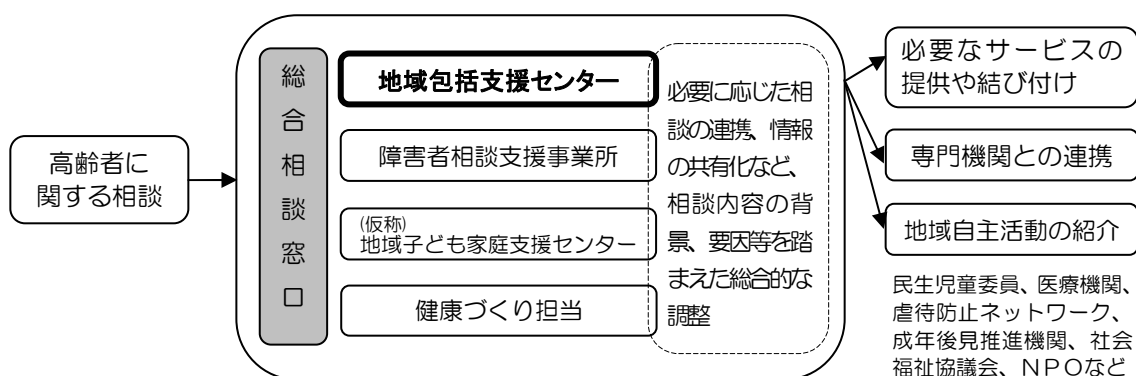
① 高齢者に関する相談例

事例1) ひとり暮らしをしているが、何かあったらと心配。入院時や財産管理のために、成年後見制度を知っておきたい。

事例2) 外出不能で、食事や掃除、洗濯など身のまわりのことができずに困っている。よい方法はないか。

事例3) 配偶者が認知症かもしれない。どうしたらいいだろうか。

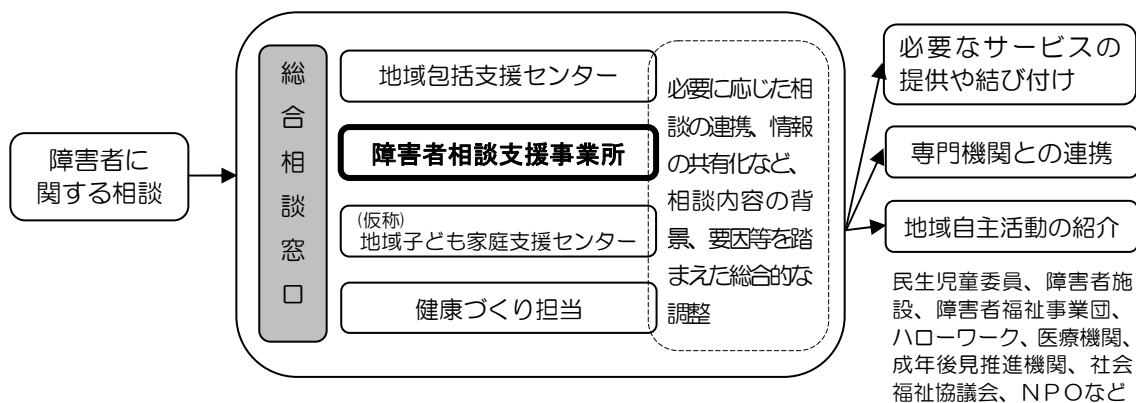
事例4) 最近体力が落ち、筋力も落ちてきたような気がする。寝たきりにならないよう介護予防の取組みをしたいと思うがどうすればよいか。



② 障害者に関する相談例

事例5) 精神疾患で入院していたが退院した。仕事に就きたいと思うので精神障害者の働く場を紹介してくれるところを教えてください。

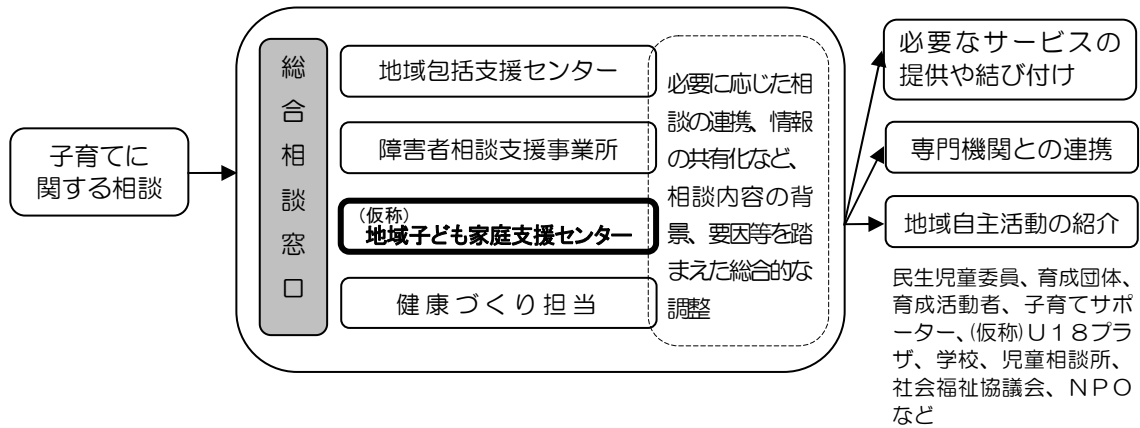
事例6) 疾患の後遺症で下半身が不自由になってしまった。自宅で暮らしていくためにどんなサービスが利用できるのか知りたい。



③ 子育てに関する相談例

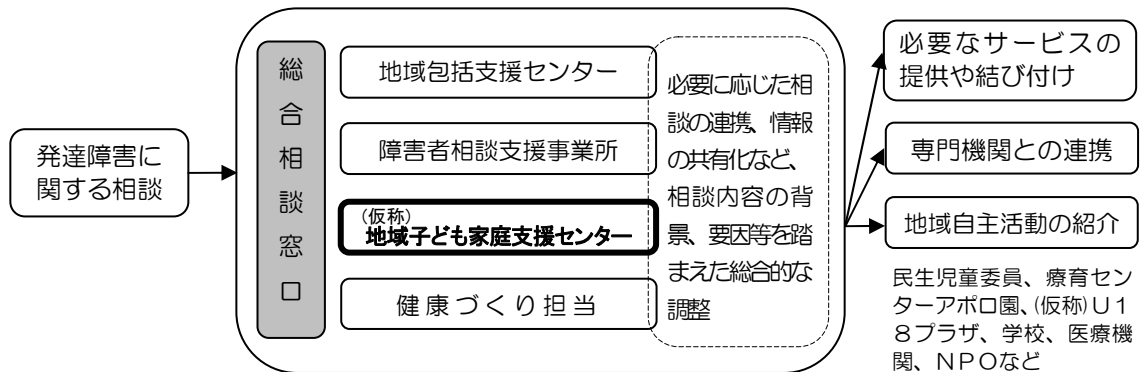
事例7) 母親が病院へ行きたいが、子どもを預かってくれるサービスはないか。

事例8) 子どもが自分の部屋ですっとパソコンをやっている。このまま引きこもりになってしまうのではないかと心配。



④ 発達障害^(※)をもつ子どもたちに関する相談例

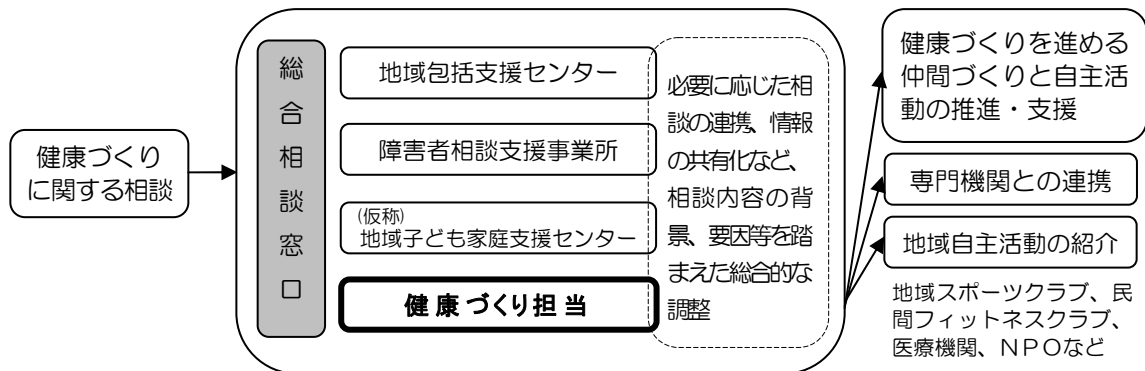
事例9) 外出のとき手を振り払い飛び出すので危ない、また、かんしゃくを起こしやすく言葉でなだめても聞いていない様子。どのようにしたらいいかわからない。



⑤ 健康づくりに関する相談例

事例10) 体を動かして健康づくりをしたいと思う。一緒にやる仲間がほしい。

事例11) 栄養士の資格をもっている。地域のために何か役立つことをしたい。



※ 発達障害

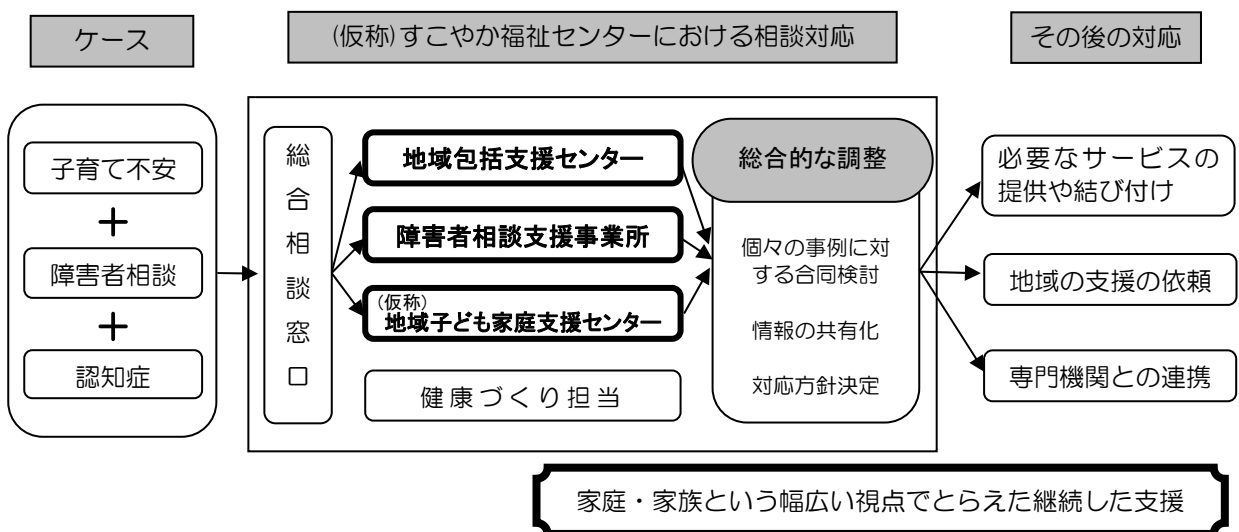
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

(3) 総合性、一体性を活かした関わり例

子育て支援と保健福祉の相談支援を融合することにより、個々の対象者への対応だけでなく家庭・家族という幅広い視点でとらえた支援をめざします。

○内容が複数の領域にわたる相談例

事例) 息子がわがままで手に負えない。つい、カッとなって手をあげてしまう。発達に障害があるのではないかと考えている。夫は酒びたりで子どもに関心を持ってくれない。毎日、祖母の介護もあり、今後どうなるのかと不安。



6 (仮称)すこやか福祉センターの事業概要

(仮称)すこやか福祉センターで実施することが予定されている事業は以下のとおりです。

※今後変動する可能性があります。

子育てに関するもの	保健福祉に関するもの
①子育てに関する総合的な相談や訪問相談 ・ 育児、しつけなどの育成相談、虐待などの養護相談 ・ 発達相談や母子の保健、健康相談 ・ 子育て家庭への訪問相談 ②さまざまな子育てサービスの提供 ・ 子育てサービスの情報提供 ・ 一時保育や児童手当などの受付 ・ 母子手帳の交付や乳幼児健診、新産婦・新生児への訪問など母子保健サービスの提供 ③養育支援を必要とする家庭・子どもの支援 ・ 養育支援の必要な子どもや家庭の把握 ・ 関係機関と連携した支援 ④地域の子育て支援の総合的な推進 ・ 乳幼児親子の交流の場となる子育てひろばの運営支援 ・ 乳幼児の一時保育の提供 ・ 子育て講座の開催 ・ 子育てを支援するサポーター等の養成講座の開催 ・ 子育て活動への事業助成支援 ⑤地域の子育てネットワークの構築と連携	①保健福祉の総合相談支援 ・ 障害者、高齢者、難病患者の保健福祉サービスの相談 ・ 生活習慣病などの健康に関する相談 ・ 精神障害者やこころの悩み相談、社会復帰訓練（デイケア） ・ 健康に関する各種講座、勉強会の開催 ②地域保健福祉の総合調整 ・ 民間事業者等における支援困難ケースへの対応 ・ 地域の医療連携の確保 ・ 地域の保健福祉ネットワークの構築と連携 ・ NPOや自主活動団体への活動支援と連携 ・ 地域のひとり暮らし高齢者等の実態把握 ・ 認知症高齢者をささえる地域づくり ・ 高齢者、障害者への虐待を防止するための連携 ③多面的な保健福祉サービスの提供 ・ ケアマネジャーや介護保険事業者、障害者自立支援事業者の紹介 ・ 介護予防事業、健康づくり事業及び医療サービスの利用支援 ・ 区や他行政機関が行なっているサービスの利用支援 ・ 民生委員や社会福祉協議会事業の紹介 ・ 地域の団体やNPO等がおこなっている地域保健福祉活動の利用支援 ・ 地域の見守りネットワーク利用支援 ・ 成年後見制度利用支援など高齢者、障害者の権利擁護制度の利用支援

7 まちぐるみの支えあいネットワークづくり

(1) 支えあいネットワークづくりのねらい

支えあいネットワークでは、地域の支援を必要とする人へのサービスの結び付けや何かあったときにすぐに対応するための地域の見守り、子育て不安や悩みを軽減するための家庭への支援や子どもの健やかな成長を支えるためのサポートなど、制度やしぐみに基づかない、近隣地域の力による援助や地域連携、相互の結び付きを強めることをねらいとしています。

(2) 地域の活動主体との協働

区は、(仮称)すこやか福祉センターを拠点に、町会・自治会や民生児童委員、育成活動団体や子育て支援グループなど、これまで地域で活動されている活動団体等と、より一層連携を強化しながら住民相互の交流を図り、支えあいネットワークづくりを推進していきます。

あわせて、長年住んでいる人たちと新たに転入してきた人たちとの意識の差、高齢者と若者との世代間ギャップ、地域に対する考え方の相違など、区民の価値観が多様化してきていることを踏まえ、新たな公益サービスの担い手として期待されているボランティアやNPOなどと連携することにより、さまざまな活動主体から働きかけできるしぐみを確保します。

(3) 地域のさまざまな活動主体に期待する役割

まちぐるみの支えあいネットワークの実現を図るためには、地域のさまざまな活動主体がそれぞれの役割を担いながら連携を図り、取り組みを推進していくことが重要です。

今後の支えあいネットワークの展開に際しては、それぞれの活動主体が持ち味を活かしながら活動し、また、その動きが地域全体のものとなるよう、(仮称)すこやか福祉センターが調整役を担い、関係団体などと十分に協議しその意見を踏まえながら進めます。

① 区民の役割

地域づくりは、自分たちの住む地域をより良いものにしていこうとする意識のもと、そこに住む区民が主役となって取組んでいくことが重要です。

区民一人ひとりが、互いに支え、助け合う、他人を思いやる心を育てていくとともに、できるだけ多くの人々が、地縁的な活動やボランティア、NPOなどへの参加、地域での見守り・支えあいの活動などに積極的に関わっていくことが期待されます。

② 町会・自治会の役割

中野区には、地縁型自治組織として111の町会・自治会が組織され、住民相互の親睦と交流、共通の地域課題の解決などに大きな役割を果たしています。

町会・自治会は、地域に最も身近な存在であり、これまでも、子ども、高齢者、障害者等の置かれている状況を生活に密着した形で把握し、支えてきました。

今後とも、地域のいろいろな課題を解決していくための活動主体として、また、地域の支えあいを推進する地域の中核的組織としての役割が期待されます。

③ 民生児童委員・主任児童委員の役割

地域住民の身近な相談相手として、生活に困っている方や身体のご不自由な方、ひとり暮らしの高齢の方、ひとり親家庭や育児・健康などの面で援助を必要とする方の悩み事や心配事の相談に応じています。

今後とも、住民の立場に立った相談・援助の活動主体として、また、区や関係機関との橋渡し役など、公的性格を活かした役割が期待されます。

④ 育成活動団体、子育て支援グループの役割

地域の子どもたちの健全育成を推進するため、地区委員会など地域の育成活動団体やPTA、子育て支援グループなどが活動をしています。

地域の子育て力の向上を図り、地域で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、学校や子ども関連施設、NPO、ボランティア団体などとも連携しながら、その取り組みを発展させていくことが期待されます。

⑤ 元気でねっと協力員の役割

「元気でねっと」（高齢者見守り支援ネットワーク）については、まちぐるみの支えあいネットワークづくりを進めていくうえで、その役割を整理し、支援の必要な人に何か異変があったときに早期に発見できる地域の見守りのしくみとして発展させていきます。

現在の元気でねっと協力員、協力機関については、引き続き見守り活動の担い手としての役割が期待されます。また、既存の活動団体等に属さない人や機関が、新たに見守りの活動に参加することで、支えあいの担い手の裾野が広がるきっかけとなることが期待されます。

⑥ ボランティア団体、NPOの役割

ボランティア団体、NPOは、主として特定の課題解決のために組織され活動をおこなっています。高齢者支援、障害者支援、子育て支援の分野について、地域に根ざした活動に取り組む団体も存在し、地域の支えあい活動の一端を担っています。

今後は、その活動自体はもちろんのこと、関心のある住民をボランティアとして受け入れたりするなど、区民の意識を高め、先導する役割も期待されます。

⑦ サービス事業者の役割

子育てや保健福祉のサービス提供者として、主に法や制度に基づくサービスの提供やそのサービスの質の向上が期待されるほか、地域の要請に応える新たなサービスの提供や住民の地域活動への参加支援、福祉のまちづくりなどに積極的に参画していくことが期待されます。

⑧ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられており、住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティアなど住民主体の活動の振興・支援、地域での福祉ネットワークの形成など、さまざまな実績や豊富な経験をもっています。

今後の地域福祉の推進に向けて、区やさまざまな担い手との連携をさらに強化しながら、各種事業の実施や地域住民への支援を通じて地域福祉を推進していく役割が期待されます。

(4) (仮称)すこやか福祉センターの役割と体制

(仮称)すこやか福祉センターは、このネットワークが地域に根づいて発展するよう、総合的に調整する役割を担います。また、その実現のために(仮称)すこやか福祉センターに専門の職員を配置し、地域への働きかけや必要な支援、サービスへの結び付けなどの役割を果たします。

区は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の領域別の支えあいネットワークを充実するとともに、地域で生活していく中で日常的に生じてくるさまざまな課題に対応できるよう、生活圏域全体を視野に入れた総合的な支えあいネットワークづくりを進めていきます。

① 領域別の支えあいネットワークづくりを進めるための体制

(仮称)すこやか福祉センターは、地域で支えあい、ふれあいのまちづくりを進めるための基盤として、4つの領域別ネットワーク、「高齢者を支えるネットワーク」、「障害者を支えるネットワーク」、「子育てを支えるネットワーク」、「区民の健康づくりを支えるネットワーク」を中核にとらえ、住民のみなさんと協働して地域のまちづくりを進めていきます。

○高齢者を支えるネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、(仮称)すこやか福祉センターが中心となり、地域包括支援センターとともに、地域における支えあい力の向上、関係機関、団体との連携を図るためのしくみを充実させていきます。

○障害者を支えるネットワーク

障害者が地域で自立した生活を送り、自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりをめざしていくため、(仮称)すこやか福祉センターが中心となり、障害者相談支援事業所とともに、障害者関連事業所、学校、医療機関、当事者団体、ボランティア団体などとのネットワーク形成を進め、さまざまな担い手が一体となり、連携して支えていくための体制を整備します。

○子育てを支えるネットワーク

地域と家庭と学校や子ども関連施設が連携し、子育てを一緒に考え取組んでいく、子育てしやすい地域づくりを進めるため、(仮称)すこやか福祉センターに設置する(仮称)地域子ども家庭支援センターが中心となり、地域の子どもの育ちと子育て家庭を見守るネットワークづくりを進めます。

○区民の健康づくりを支えるネットワーク

一人ひとりの取り組みを後押しするような、地域における健康づくりの雰囲気を高めていくため、地域における(仮称)すこやか福祉センターに設置する健康づくり担当が中心となり、地域の多様な施設や団体がそれぞれの機能を活かし、個人が取り組む健康づくりをさまざまな面から支援することのできる地域づくりを推進していきます。

② 生活圏域全体の総合的な支えあいネットワークづくりを進めるための体制

(仮称)すこやか福祉センターは、町会・自治会、民生児童委員、育成団体など既存の活動団体等のほか、ボランティア団体その他の区民活動組織がその持ち味を発揮して活動できるよう、地域の支えあい活動の促進を図っていきます。

また、地域の支えあい活動の範囲では対応しきれない事例や、それぞれの活動対象から抜け落ちてしまう事例への対応、地域の人材発掘・育成支援、地域の交流促進、担い手ごとの役割分担の協議など、地域の実情をとらえながら、地域の支えあいの力を高めるため総合的に調整する役割を果たします。

区は、そうした役割を十分に担えるようにするため、(仮称)すこやか福祉センターに「地域支え合い担当」を設置し、地域全体の支えあいのまちづくりを強力に推進していきます。

(5) 支えあいネットワークづくりを進めるための情報共有

支援を必要とする人たちを地域で支えていくためには、地域のさまざまな活動主体間で、対象となる人に関する情報など、必要な情報を共有することが前提となります。

しかし、昨今は、個人情報保護の観点などから、支援を必要とする方の情報を共有化することが困難な状況となっています。このため、日常の地域福祉の推進や災害時の救援救護に支障をきたすのではないかと不安を持っている人も少なくありません。

区は、こうした問題を解決するため、情報を共有する内容や共有する関係者の範囲、情報の漏洩防止など必要な課題を整理し、必要な情報共有をするためのルールづくりを行ないます。

そのうえで、支援を必要とする人を地域で支えることができるよう、(仮称)すこやか福祉センターが支援を必要とする人の情報を収集し、ネットワークを構成する活動主体に情報提供していきます。

8 (仮称)すこやか福祉センターの運営

(1) 運営方法

保健・福祉・子育てに関する相談支援を担う機能のうち、高齢者の相談支援を担う地域包括支援センター機能及び、障害者の相談支援を担う障害者相談支援事業所機能について民間委託し、民間のノウハウを活用しながら、コストの削減と効率的なサービス提供を視野に入れた運営をおこないます。

区は、子育てに関する相談支援機能を担うとともに、総合調整役として、委託した事業者と緊密な連携をとりながら、相談支援の総合的な提供、地域の力で支えていくためのネットワークづくりを推進していきます。

(2) 運営体制

区では、保健福祉施策については保健福祉部、また子育て支援施策については子ども家庭部が、それぞれの領域ごとに施策を展開していますが、新たに設置する(仮称)すこやか福祉センターでは、保健・福祉・子育てに関する取り組みを総合的に実施していくため、一体的運営体制を確保します。

〔(仮称)すこやか福祉センター〕

事業担当	主な担当業務	配置職員等
センター長	全体管理、調整	医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、事務職など
医療指導	医療的指導、助言	
地域支え合い担当	支えあいのネットワークづくり支援、総合相談・調整機能、所管施設の管理、庶務、施設管理、システム管理など	
健康づくり担当	健康づくり活動支援、健康相談・健診、精神保健、難病患者支援など	
(仮称)地域子ども家庭支援センター (子育て支援・発達支援・健全育成担当)	子育て・育児相談支援、発達支援、乳幼児健診など	
地域包括支援センター	高齢者総合相談、介護予防マネジメント、権利擁護など ※民間委託	社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー
障害者相談支援事業所	障害者総合相談、障害者ケアマネジメント、地域自立支援協議会など ※民間委託	相談支援専門員

〔(仮称)すこやか福祉センターが運営する地域施設〕

高齢者福祉センター	高齢者を対象とした、健康などの各種相談やレクリエーション、各種講習講座等の開催など ※民間委託
高齢者会館	健康づくり・介護予防等を目的とした各種事業や趣味活動の支援など ※民間委託（現在直営の施設は順次委託）
(仮称)U18プラザ	乳幼児から18歳までを対象とした、相談対応、地域における育成活動の支援
(仮称)キッズ・プラザ事業	小学校施設を活用した、安心して安全に自由な遊びや活動ができる場の提供

※ 医療専門職の配置

(仮称)すこやか福祉センターには、地域の健康水準を向上させるため、医師、保健師等の医療専門職を配置します。また、保健師については、これまで主に担ってきた健康相談・健診、精神保健、難病患者支援などの直接的な保健サービスの提供に加えて、支えあいのネットワークづくりや区民の健康づくり活動の支援など、区民のさまざまな地域活動を推進していくための役割を強化します。

9 (仮称)すこやか福祉センターの区全体への展開

区では、今後の保健、福祉、子育てを地域で支えるさまざまな基盤の整備について、区内を4つに分けた日常生活圏域という単位で進めていくこととしています。

この日常生活圏域は、公的サービス、民間サービスが連携して進める地域の支えあいのしくみづくりを整備していくうえでの地域の単位、また地域に密着したサービス施設を整備していくうえでの地域の単位としての意味を持っています。

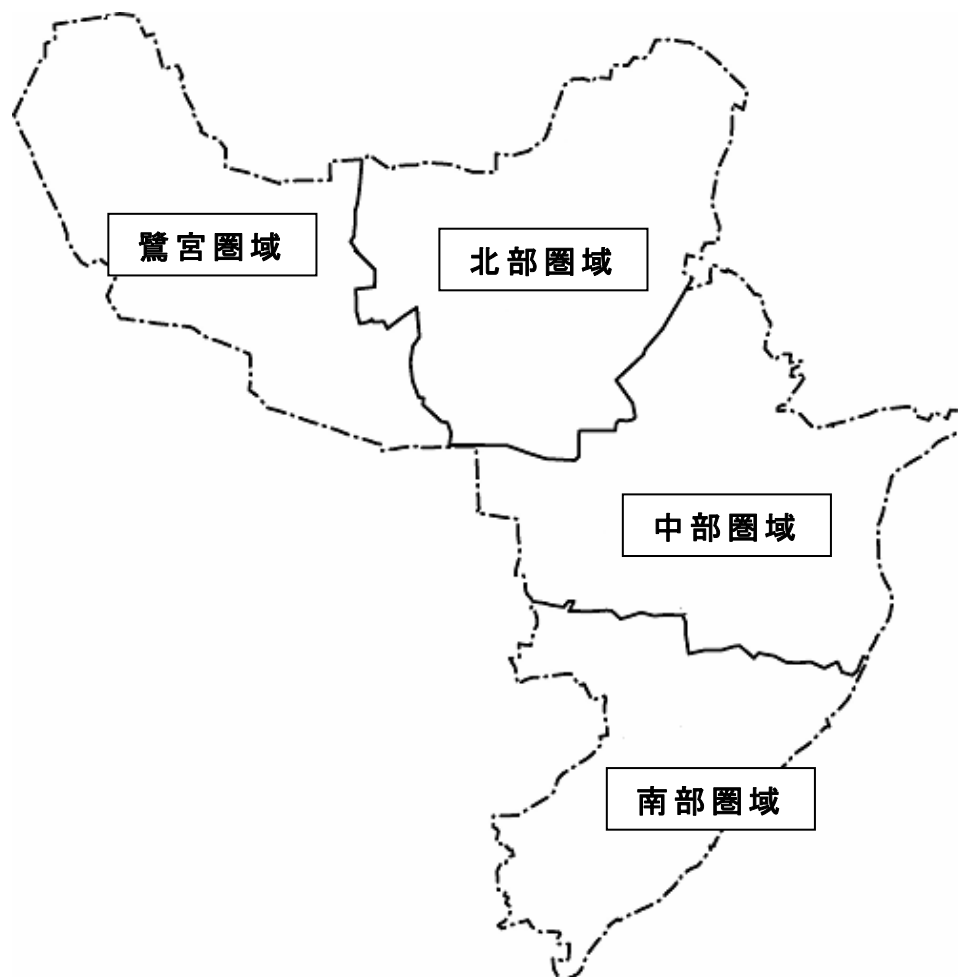
(仮称)すこやか福祉センターは、仲町小学校跡への設置を皮切りに、今後、区内4つの生活圏域に順次設置します。

＜今後の開設予定＞

中部圏域	(仮称)仲町すこやか福祉センター	(仲町小学校跡)
南部圏域	南部圏域すこやか福祉センター	(中野富士見中学校跡)
北部圏域	北部圏域すこやか福祉センター	(沼袋小学校跡)
鷺宮圏域	鷺宮圏域すこやか福祉センター	(学校統合跡を予定)

資 料 日常生活圏域の所管区域

(1) 日常生活圏域エリア（区内4圏域のイメージ）



(2) 日常生活圏域別の世帯数、人口等

区 分	中野区全域	中 部	北 部	南 部	鷺 宮
面積 (km ²)	15.59	4.48	4.31	2.96	3.84
担当地域センター		東部 桃園 昭和 東中野 上高田	新井 江古田 沼袋 野方	南中野 弥生 鍋横	大和 鷺宮 上鷺宮
世帯数	181,297	55,970	47,137	41,276	36,914
総人口	310,717	91,299	81,914	69,642	67,862
18歳以下人口	34,139	9,065	9,355	7,214	8,505
65歳以上人口	58,127	16,137	15,464	13,075	13,451

（総人口は平成19年7月1日現在、住民基本台帳登録者数＋外国人登録者数）

10 区の基本計画における位置づけ

仲町小学校跡施設の活用整備にあたっては、つぎに示す構想及び計画に基づき進めています。

①「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる10か年計画」

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」（以下、10か年計画）は、基本構想の理念と将来像を実現するための取り組みや目標を示す基本計画となります。

10か年計画では、基本構想で描く4つの領域とその柱ごとに「10年後のまちの姿」及び「現状と課題」を示した上で、将来像実現のための戦略となる「施策の方向」を明らかにしています。

◇領域Ⅱ 自立してともに成長する人づくり

Ⅱ－1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち

- ・子どもの育ちを支える地域づくり
- ・健やかに子どもを育む家庭づくり
- ・特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
- ・さまざまなサービスで支えられる子育て支援の推進

ステップ1	児童館における子ども家庭支援センター機能の展開
ステップ2	4つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置(南中野、仲町、丸山、鷺宮の各児童館を活用)
ステップ3	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(仲町小跡)
ステップ4	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転・整備(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)

Ⅱ－2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち

- ・新しい自分や仲間と出会う学習・スポーツ活動の推進

ステップ1	地域スポーツクラブの枠組み検討
ステップ2	地域スポーツクラブの設立準備委員会の立ち上げ
ステップ3	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)
ステップ4	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(沼袋小跡ほか)

◇領域Ⅲ 支えあい安心して暮らせるまち

Ⅲ－1 人々が自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち

- ・健康自己管理習慣の普及支援

ステップ3	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備(仲町小跡)
ステップ4	地域スポーツクラブの設立と活動拠点整備(沼袋小跡ほか)

Ⅲ－２ 地域活動を中心に、ともに支えあうまち

- ・支えあいの風土の醸成

ステップ１	地域包括支援センター設置(8か所)
ステップ２	
ステップ３	(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センター等に移転・設置)(仲町小跡)
ステップ４	(仮称)総合公共サービスセンターの設置(地域包括支援センター等に移転・設置)(沼袋小跡、中野富士見中跡ほか)

Ⅲ－３ 安心した暮らしが保障されるまち

- ・権利擁護と地域ケアの連携体制の確立
- ・心の健康支援

ステップ３	精神障害者社会復帰センター移転(仲町小跡総合公共サービスセンター内)
-------	------------------------------------

②「中野区保健福祉総合推進計画 2005」

中野区保健福祉総合推進計画 2005 は、中野区基本構想及び 10 か年計画で示した区の将来像、なかでも、領域Ⅲ「支えあい安心して暮せるまち」の着実な実現に向け、「健康福祉都市なかの」の理念を掲げるとともに、その達成に向けた施策について、保健福祉の領域全体にわたって総合的に示すことを目的に 2005 年度に策定されました。

◇第１節 健康でいきいきとした生活の継続

１ 青年・成人期～壮年期の健康づくり

施策３ 健康づくりを支える環境の整備

ステップ１	地域スポーツクラブの枠組み検討
ステップ２	地域スポーツクラブの設立準備委員会の立ち上げ
ステップ３	地域スポーツクラブの設立と活動拠点の整備

◇第２節 共に生きるまちづくり

２ 包括的な地域ケアの構築

施策１ 保健福祉の地域での連携体制の確立

- ・包括的な地域ケア体制の構築

ステップ１	保健福祉センター地域調整機能の充実 地域包括支援センターの開設 地域包括支援センター運営協議会の設置
ステップ２	地域ケア体制の充実 ネットワークを生かした取り組みの検討
ステップ３	(仮称)総合公共サービスセンターの設置 ネットワークを生かした取り組みの展開

施策２ 利用者の意思を尊重する相談支援体制の充実

- ・ライフステージ*を一貫した障害者総合相談支援体制の構築

ステップ１	総合相談窓口の設置検討
ステップ２	総合相談窓口の設置
ステップ３	(仮称)総合公共サービスセンターの設置

- ・発達障害者支援体制の整備

ステップ１	児童館における子ども家庭支援センター機能の展開 発達障害者個別支援対策の充実
ステップ２	４つの地域に(仮称)地域子ども家庭支援センターを設置
ステップ３	(仮称)総合公共サービスセンター内に(仮称)地域子ども家庭支援センターを移転整備

③「中野区次世代育成支援行動計画」

「中野区次世代育成支援行動計画」は、中野区基本構想や 10 か年計画との整合性を図りながら、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもと子どもを育てる家庭を地域全体で支援していくことを総合的、より具体的に実施していくことを目的に、平成 17 年 3 月に策定されました。

◇体系２ 多様な援助に支えられる子育て家庭

取組み内容６ 子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、虐待をなくします

＜実現すべき状態＞

子育て家庭は、子育てに大きな不安や悩みを抱くことなく、充実した子育てを営んでおり、子どもに対する虐待が行われていない。

取組み内容７ 子どもの育ちを地域全体で見守り、育みます

＜実現すべき状態＞

人々の間に、子どもの権利を尊重するとともに、子どもの育ちを社会全体で支えていくとの意識が醸成し、子どもたちは人と人とのかかわりを通して心豊かに成長している。

(主要事業)

- ・(仮称)総合公共サービスセンターの整備

子育てに関する総合的な相談や必要なサービスの提供を行うとともに、乳幼児親子の遊びや交流の場等を設け、地域における具体的な子育て・子育て支援の拠点とします。

* ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

第2部 仲町小学校跡施設活用整備

1 整備の経緯

区では、「中野区基本構想」で描くまちの将来像～「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざし、「新しい中野をつくる10か年計画」に基づいて、10年後の中野のまちの姿を実現するための取組みを進めています。

一方、区立小中学校については、「中野区立小中学校再編計画」による統合が段階的に進められており、区立仲町小学校は、区立桃丘小学校、区立桃園第三小学校との統合新校が平成20年4月1日に開校されることとともない、同年3月31日をもって閉校することとなりました。

仲町小学校については、これまで長年にわたり、PTA活動や地域行事の場としての利用など、さまざまな場面を通じて地域のみなさんに慣れ親しまれてきました。こうした経緯と、住宅地に位置するという立地条件を活かし、閉校後の仲町小学校施設については、中野区基本構想で描く中野のまちの姿を実現するための、以下に掲げる地域生活に密着した機能を持つ複合施設として改めて整備し、平成21年度中の新たなスタートをめざすこととしました。

整備にあたっては、地域のみなさんに親しまれてきた既存校舎を有効活用することを基本とし、耐震改修など必要な工事を行ったうえで、新しい時代にふさわしい施設へと転換を図ります。

《仲町小学校跡施設に整備する施設と機能》

◎ 以下の3つの機能を担う地域密着型複合施設

- 1 (仮称)仲町すこやか福祉センター
(保健福祉、子育て支援の地域拠点機能)
- 2 地域スポーツクラブ
(健康づくりや部活動・競技力の向上支援機能)
- 3 精神障害者社会復帰センター
(精神障害者の社会的自立を支援する機能)

◎ 災害対策の地域拠点機能

2 施設運営の基本方針

(1) (仮称)仲町すこやか福祉センター ※新規機能

第1部をご覧ください。

(2) 地域スポーツクラブ ※新規機能

(健康づくりや部活動・競技力の向上支援機能)

◆基本理念

子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人々が気軽にスポーツや健康管理ができる環境を整え、体力づくりや健康づくりをおこなうとともに、学校運動部活動の支援、スポーツの指導力・競技力の向上に向けた地域スポーツクラブの運営をめざします。

◆主な機能と役割

① 区民の健康づくりと体力づくりのための機能

子どもから高齢者まで、気軽にスポーツや健康管理ができる環境を整え、教室・大会・事業等を通して、区民の健康づくり、体力づくりを支援します。

② 学校運動部活動の支援

生徒数の減少や指導員確保の問題を解消できる環境を整えるため、外部指導員の派遣、指導者の養成など、学校運動部活動を支援します。学校とクラブとの新しい連携の検討を行い、地域スポーツクラブ設立時に指導者の派遣を希望する学校との協議を経て実践に移ります。

③ スポーツの指導力・競技力の向上の支援

地域の子どもたちや高齢者、サークルと関わるスポーツ指導者を養成（地域スポーツ指導者講習会）するとともに、競技力向上に向けた支援をおこないます。

(3) 精神障害者社会復帰センター ※継続機能 (精神障害者の社会的自立を支援する機能)

◆基本理念

精神障害者の社会的自立を支援するため、さまざまな作業活動への参加や就労のための支援などを通じて社会参加や社会復帰を促進します。また、障害者を支える家族に対する支援を行います。

◆主な機能と役割

① 精神障害者に対する通所訓練、就労援助機能

中野区在住で精神疾患による通院医療を継続している方で社会復帰の意欲をお持ちの方を対象に、通所訓練（いろいろな作業や活動を通して、豊かな人間関係のとり方や仕事をする力をつけるための訓練）や就労援助などの事業をおこないます。

② 家族支援機能

精神障害者を支える家族同士が、それぞれ困っていることや悩みを話し合うための家族懇談会を実施するなど、家族の不安軽減を図り、家族が精神障害者を支えるための前向きな姿勢をつくっていただけるよう支援します。

③ 啓発事業

地域の人たちが精神疾患を正しく理解し、精神障害者やその家族を支援できるよう、保健福祉関係団体と連携して家族セミナーやボランティア講座等の運営をおこなうなど、意識啓発を図ります。

④ 地域との交流

区内の他の精神障害者訓練施設では、地区まつりに参加するなど地域と連携した取り組みをしており、それらの交流を通して地域に定着しています。

仲町小学校跡施設に移転する精神障害者社会復帰センターについても、事業の効果を一層高めるため、地域との交流、結びつきを深め、地域のみなさんとともに、障害のある人も身近な地域で自立した生活をおくることのできるまちづくりをめざしていきます。

※ 現在、「スマイルなかの」（中野5-68-7）にあるスマイル社会復帰センターでおこなっている精神障害者社会復帰センター事業を移転するものです。

(4) 災害対策の地域拠点機能 ※継続機能 (避難所用備蓄倉庫等)

◆基本理念

施設の耐震改修工事の実施や避難所用備蓄倉庫の整備など、地域の防災拠点としての機能確保を図り、地域住民の安全安心生活の向上をめざします。

◆主な機能と役割

① 耐震対策の強化

本施設については、屋外運動場と建物部分を併せ、引き続き、地域の震災時の一時避難場所として位置づけます。

震災後に避難所として機能させるため、地震に耐えられる強度を確保できるよう耐震改修工事を行います。また、天井や窓ガラス等の落下防止対策なども合わせておこないます。

② 避難所用備蓄倉庫の整備

本施設全体を災害時の避難場所として活用できるよう、防災用資機材を収納する備蓄倉庫を施設内に整備します。その際、施設の内外から容易に利活用できるよう十分に配慮して整備します。

③ 災害発生時の避難住民の収容

新施設開設後の災害発生時における避難住民の収容人数は、現在と同様の収容規模である短期収容人数 2,800 人、長期収容人数 1,400 人を想定しています。

3 施設整備概要（仲町小学校跡施設全体）

(1) 建設条件

所在地	中野区中央三丁目19番1号
敷地面積	6,472㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
高度地区	第二種高度地区
防火地域	準防火地域
日影規制	5mを超える範囲 3時間以上 10mを越える範囲 2時間以上（測定水平面 4m）

(2) 建物概要

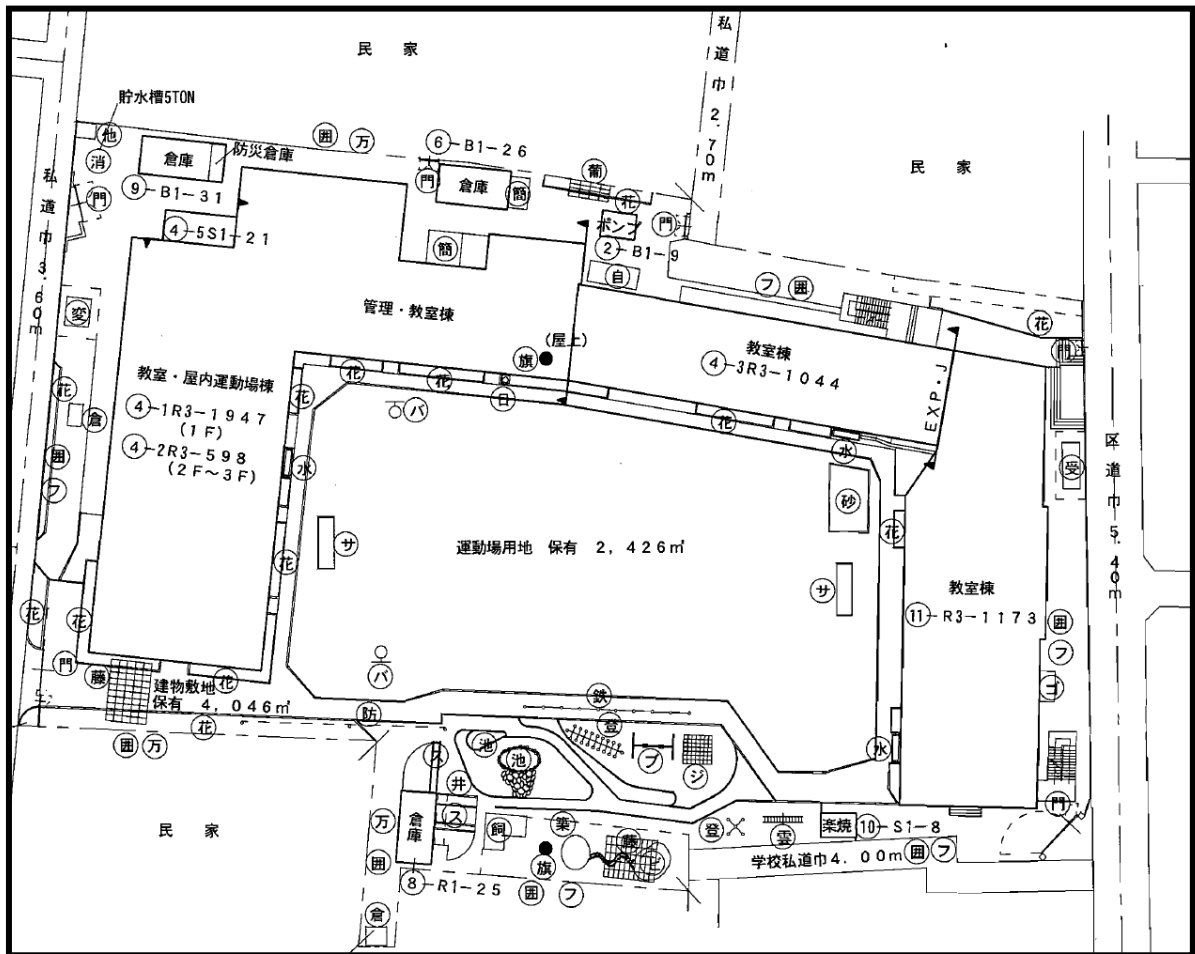
建築面積	2,159㎡
延床面積	4,883㎡
建築年月日	昭和44年3月1日（西側校舎）、 昭和46年3月1日（中央校舎）、 昭和50年9月1日（東側校舎）
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建

図1 周辺案内図



＜交通＞電車：JR 中野駅から徒歩 19 分、東京メトロ丸の内線 新中野駅から徒歩 11 分
 バス：堀越学園前下車 徒歩 8 分（新宿西口⇄野方(宿 05)、中野南口⇄渋谷駅(渋 64)）
 中央四丁目下車 徒歩 7 分（中野南口⇄永福町(中 71)）
 本町三丁目下車 徒歩 7 分（駒沢陸橋⇄新宿西口(宿 91)、新宿西口⇄王子(王 78)）

図2 施設配置図



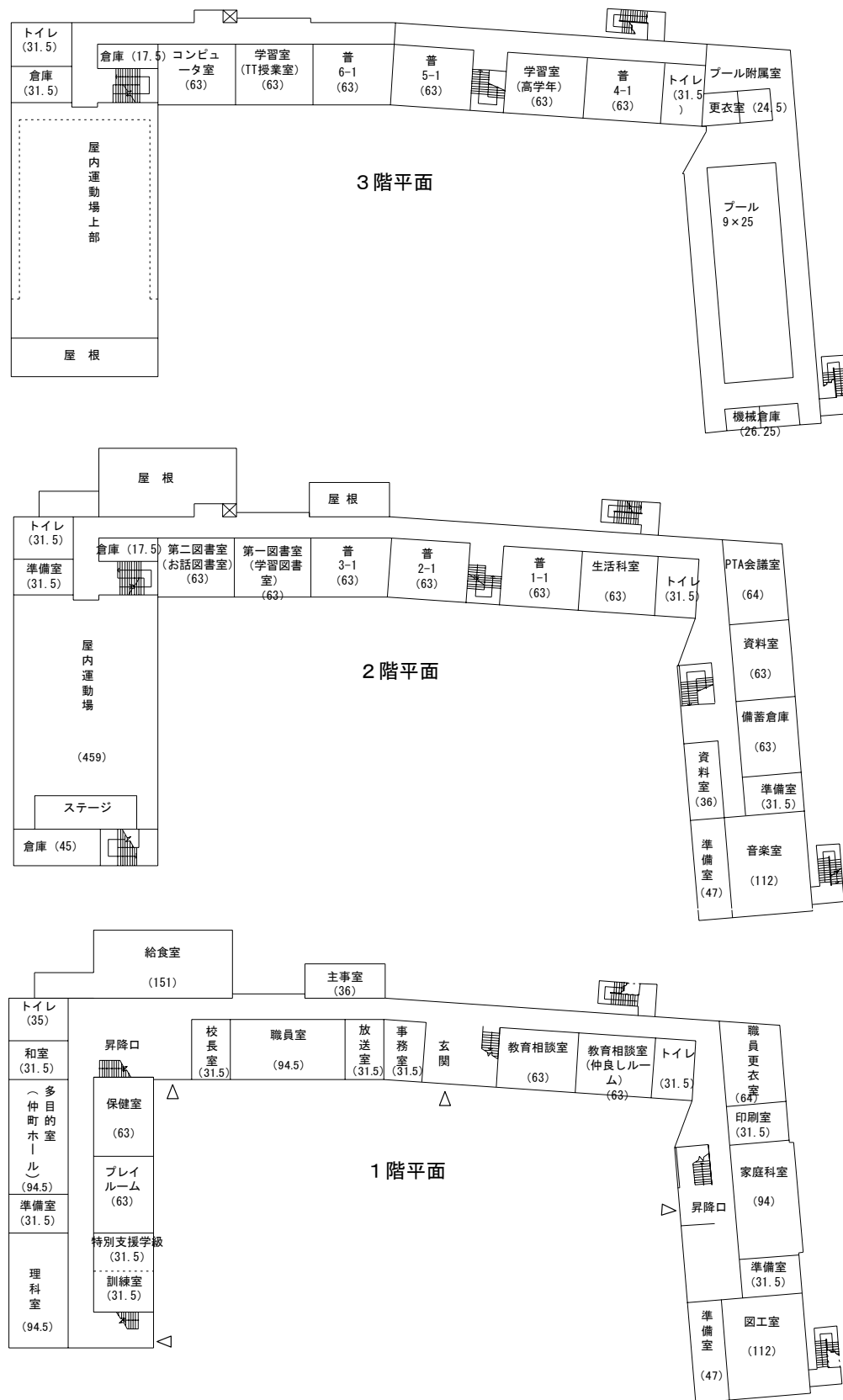
(3) 施設整備の考え方

- ① 用途転用にとまなう改修及び模様替え工事については、現状の施設形態をできるだけ活かして計画します。
- ② 耐震改修工事や建物の劣化に応じた整備を行い、施設の長寿命化を図るとともに、安全性に十分配慮します。(プール施設は使用しません)
- ③ エレベーターの設置など必要なバリアフリー化をおこない、高齢者や障害者、乳幼児、子育て中の人たちの利用に配慮します。
- ④ 空調設備や照明設備等の設置にあたっては、省エネルギー対策に努め、環境に配慮します。

(4) 外構整備の考え方

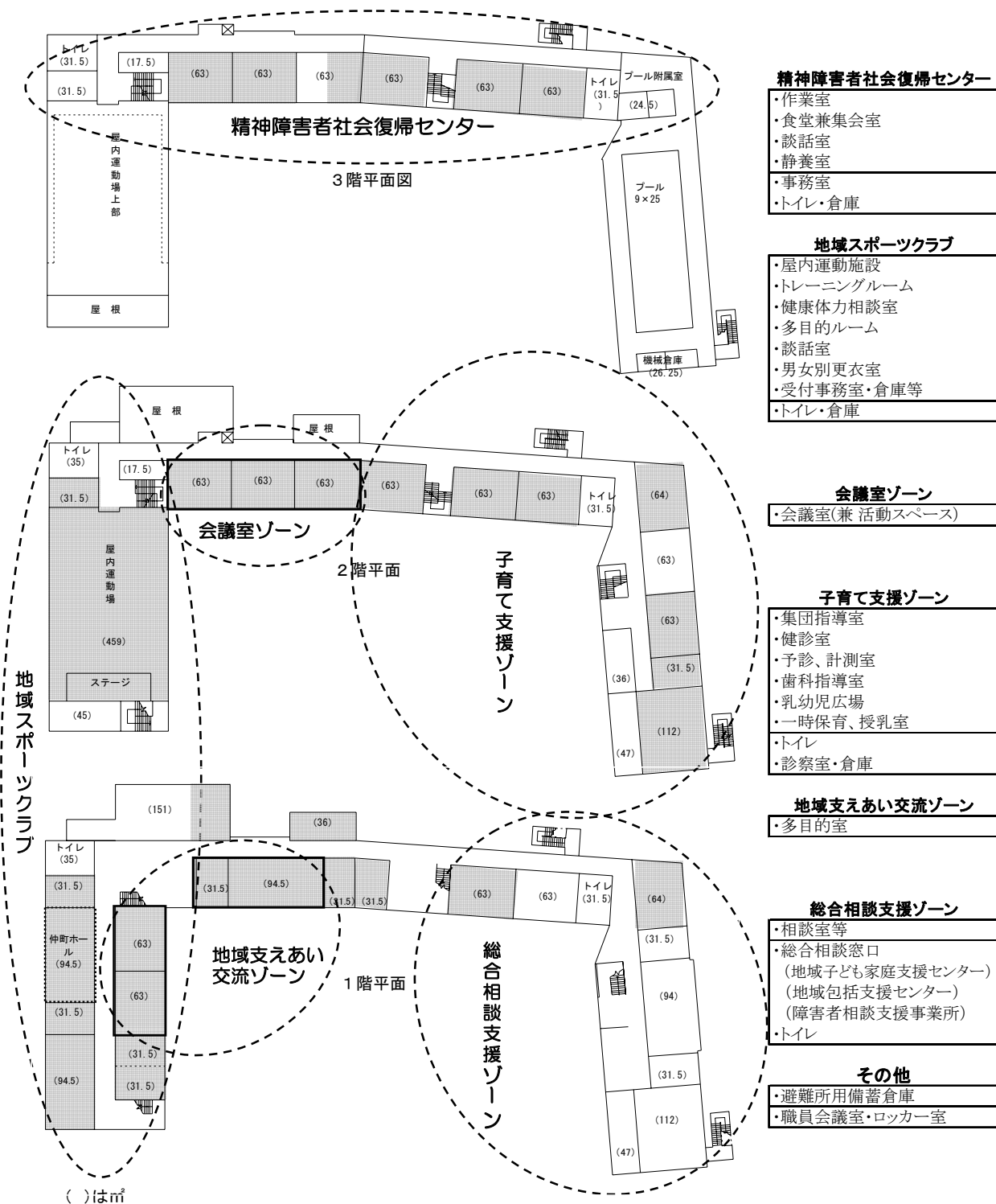
- ① 障害者用及び荷物搬入用の駐車場を必要台数分確保します。(住宅地に位置することを考慮し、自動車による利用は想定していません。)
- ② 校舎周囲の付属建築物を必要に応じて整理し、オープンスペースの確保に努めます。
- ③ 敷地内の緑化を図るとともに、緑の保全に配慮します。
- ④ 敷地内への立入りは、施設の開設時間帯については自由におこなえるものとし、夜間は門に施錠して管理します。

図3 現況図



()は㎡

図4 新施設機能配置概念図（新施設のゾーニング）



※部屋の隔壁については耐震性の確保などの理由により、今後変更となる場合があります。
※括弧内の数字は現在の居室面積を示しています。

4 個別施設のイメージ

(1) (仮称)仲町すこやか福祉センター

○ 主な施設内容

① 総合相談支援、地域支えあい交流ゾーン

- ◆総合相談窓口
- ◆地域支えあい活動推進コーナー
(活動推進室、調理実習室、会食スペース、音楽室など)
- ◆子育て支援相談コーナー
((仮称)地域子ども家庭センター機能)
- ◆高齢者支援相談コーナー
(地域包括支援センター機能)
- ◆障害者支援相談コーナー
(障害者相談支援事業所機能)
- ◆精神障害者デイケア室

(総合相談窓口)

- ・ 相談支援の担当職員を配置し、子どもから高齢者、障害者に関する相談を総合的に受けとめ、適切なサービス、支援に結びつけます。

(地域支えあい活動推進コーナー)

- ・ 地域の資源を有効に生かすため、(仮称)仲町すこやか福祉センターの職員が必要に応じて関与し、地域のなかで活動する福祉、子育て、健康づくりに関する様々な団体や機関などを支援するとともに、ネットワークづくりを行います。
- ・ 地域の保健福祉、子育てに関する地域のさまざまな課題、ニーズを把握し、情報共有化を図ります。
- ・ 地域のひとり暮らしの高齢者が集まり会食するためのスペース、介護予防に役立つ音楽活動等をおこなうためのスペースなど、地域の支えあい活動、ふれあい交流を推進するための活動スペースを確保します。地域住民や町会など地域の団体等は、(仮称)すこやか福祉センターの事業に支障のない範囲で、この新たな活動スペースを使用することができます。

(子育て、高齢者、障害者の相談コーナー)

- ・ 子育て支援、高齢者支援、障害者支援それぞれの分野の相談専門員を配置し、支援を必要とする人たちに対して継続的な相談支援をおこないます。
- ・ 来所相談だけでなく、必要に応じて出張相談も行います。

② 子育て支援ゾーン

- ◆一時保育コーナー
- ◆子育てひろば
- ◆母子保健コーナー（集団指導室、健診室、予診・計測室、歯科指導室等）

（一時保育コーナー、子育てひろば）

- ・ 乳幼児親子が安心してのびのびと遊べる場を確保し、地域の乳幼児親子が交流できる場として提供します。
- ・ 育児自主グループや乳幼児親子を支援するサポーター同士が交流を図る場としても活用し、育成団体等の自主活動を支援します。
- ・ 乳幼児親子が参加できる行事や講座を実施します。

（母子保健コーナー）

- ・ 健やかな妊娠、出産、乳幼児や子どもの健康増進のため、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査、妊婦・乳幼児の栄養指導などの個別相談、個別指導などをおこないます。

③ 会議室ゾーン

- ◆会議室

（会議室）

- ・ さまざまな相談支援、地域で健康、福祉、子育てに関する活動をおこなう団体などが打合せ等を行うための会議室スペースを確保します。
- ・ 区民の健康づくりや高齢者が介護や支援の必要な状態にならないようにするための介護予防事業などを実施します。
- ・ 地域支えあい活動推進コーナーと併せて、地域のみなさんが、集い、学び、活動することのできる場所としての活用を想定しています。

(2) 地域スポーツクラブ

○主な施設内容

- ①体育館
- ②屋外運動場（現校庭）
- ③トレーニングルーム
- ④健康体力相談室
- ⑤多目的ルーム
- ⑥談話室
- ⑦更衣室
- ⑧受付・事務室

（体育館）

- ・ 屋内スポーツ活動の場として利用します。

（屋外運動場）

- ・ 屋外スポーツ活動の場として利用します。

（トレーニングルーム）

- ・ 健康・体力の維持、増進に資するため、各種機器による体力トレーニングをおこないます。

（健康体力相談室）

- ・ 自ら健康チェックをおこなえるよう、血圧計、体重計等を常設します。
- ・ 健康相談をおこなうとともに、ケガ等の応急措置に備えます。

（多目的ルーム）

- ・ 各種教室の実施等に利用します。

（談話室）

- ・ 交流、くつろぎのスペースとします。

(3) 精神障害者社会復帰センター

○主な施設内容

- ①作業室
- ②食堂兼集会室
- ③調理実習室
- ④静養室
- ⑤事務室

(4) 災害対策の地域拠点機能

○主な施設内容

- ①避難所用備蓄倉庫

5 開設時間及び休業日の想定

各施設のそれぞれの目的に合わせ、開設時間および休業日をおおむねつぎのとおり設定する予定です。

(1) (仮称)仲町すこやか福祉センター

① 総合相談窓口

月曜日～金曜日：午前9時～午後7時

土曜日：午前9時～午後5時

日曜日、祝日、年末年始は休業

☆緊急の場合は、時間外や休業日にも電話対応します。(高齢者、障害者)

☆窓口の詳細については、今後検討します。

○障害者の支援相談窓口

就労者の就労時間終了後の相談にも対応するため、障害者に対する相談時間枠を拡大し、障害者の社会的自立を支援します。

月曜日～金曜日：午前9時～午後9時30分

☆土曜日、休業日の設定は総合相談窓口と同様です。

② その他

一時保育コーナーの利用時間等運営方法については、今後検討していきます。

(2) 精神障害者社会復帰センター

月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

(3) 地域スポーツクラブ

施設内(体育館含む)：午前9時～午後9時30分

屋外運動場：午前9時～午後5時

ただし、11月～2月は午後4時

年末年始は休業(通年開設)

6 施設の運営管理

新施設は、福祉・子育て支援や健康・生きがいつくりという多岐にわたる機能を包含する複合施設となっています。これらの機能がめざす目的を実現するうえで最も適した管理運営手法を導入します。

（１）（仮称）仲町すこやか福祉センター

保健・福祉・子育てに関する相談支援を担う機能のうち、高齢者の相談支援を担う地域包括支援センター機能及び、障害者の相談支援を担う障害者相談支援事業所について民間委託し、民間のノウハウを活用しながら、コストの削減と効率的なサービス提供を視野に入れた運営をおこないます。

区は子育てに関する相談支援機能を直接担うとともに、委託事業者と緊密な連携をとりながら、保健・福祉・子育てに関する相談支援の総合調整役を果たします。

（２）精神障害者社会復帰センター

精神障害者社会復帰センターは、その業務を民間委託して運営します。

（３）地域スポーツクラブ

中野区がつくる地域スポーツクラブが管理運営をおこないます。区内関係団体やクラブ会員による参加のしくみをつくり、その意見を聴きながら民主的で健全な運営をめざします。

（４）施設全体の維持管理

施設全体としての維持管理については、（仮称）仲町すこやか福祉センターが担います。

7 施設整備スケジュール

仲町小学校跡の施設整備にあたっては、耐震強度を維持しながら学校施設からの用途の変更、複合施設としての整備など、高度な技術レベルを必要とする工事を低コストかつ短い工期でおこなうため、民間のノウハウを導入しながら進めます。

主な施設整備スケジュールは以下のとおりです。

2008年度（平成20年度）

- ・ 開設準備協議会の設置
- ・ 設計

2009年度（平成21年度）

- ・ 整備・耐震改修工事
- ・ 開設（年度後半）